

お客様各位

警視庁職員信用組合

未利用口座管理手数料の新設のお知らせ

平素より警視庁職員信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、出資未加入のお客様（法人・個人事業主を含む員外預金者様）名義で、長期間ご利用のない未利用口座を対象とした「未利用口座管理手数料」を新設することといたしました。

また、本手数料の新設に併せて、下記の通り預金規定を改定いたします。

この度の取扱いは、口座の不正利用をはじめとする、犯罪につながる可能性が高い未利用口座の削減を図るものです。該当口座をお持ちのお客様には、事前にお届け住所宛へ通知文書を郵送いたします。

なお、組合員（出資加入者）、または、日頃から入出金や口座振替等でご利用いただいているお客様が対象となることはございません。当組合は、より一層の金融サービス維持・向上に務めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料規定の新設

施行日：令和8年11月1日（日） 内容：別記のとおり

2. 概要

対象者	出資未加入のお客様（法人・個人事業主を含む員外預金者様）
手数料金額	年間1,200円（消費税別）
手数料引落日	毎年3月1日（休日の場合は翌営業日） （毎年10月31日時点で2年以上お取引のない未利用の口座が対象） なお、初回の引落しは「令和11年3月」を予定しております。
対象条件	以下、①～④のすべてに該当する普通預金口座（総合口座・決済性預金を含む） ※令和8年10月31日以前に開設された口座を含みます。 ① 最後の預入日、又は支払日から <u>2年以上取引がないこと</u> 。 ・本手数料の引落し、また、当該預金口座の利息組入れは除く ・相続申告預金口座は除く ・未成年者は除く ・盗難、紛失による利用停止口座は対象とする ② 当該預金口座の <u>残高が1万円未満</u> であること。 ③ 他の金融資産（定期性預金、財産形成預金、国債）が1円以上ないこと。 ④ 融資（カードローン契約含む）の取引がないこと。
手続きの流れ 口座自動解約	通知文書の郵送後、一定期間（約3か月）経過後もご利用もしくはご解約が無い場合に、本手数料を引落しいたします。また、本手数料引落しにより残高が0円となった未利用口座は、自動解約いたします。なお、手数料の差額は請求いたしません。

3. 預金規定の一部改定

- （1）新 設：未利用口座管理手数料規定
- （2）改 定 日：令和8年11月1日（日）
- （3）対象規定：普通預金規定・総合口座取引規定・決済用預金規定

未利用口座管理手数料規定

1（規定の適用範囲）

この規定は普通預金口座（総合口座・決済用預金を含む。以下、「普通預金口座」といいます。）取引に適用されます。

2（未利用口座となる口座）

- （1）最後の預入日または支払日（以下、「取引」といいます。なお、当該口座の利息入金および未利用口座手数料の引落しを除きます。）から2年以上一度も取引がない普通預金口座を未利用口座として取り扱います。
- （2）前項の口座のうち、通帳等の盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も未利用口座として取り扱います。
- （3）未利用口座についての、その他の具体的な条件については、当組合ホームページで公表します。

3（未利用口座管理手数料）

普通預金口座が未利用口座に該当する場合は、第4項各号に該当する場合を除き、次により未利用口座管理手数料を適用します。

- （1）当該口座にかかる届出の氏名、住所に宛て、通知文書を郵送発信します。なお、この通知文書が延着または到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。また、通知文書は初回未利用口座管理手数料引落し前に限り、2回目以降の郵送発信は行いません。
- （2）前項の通知文書を発信してから、当組合が定める一定期間（約3か月）までに、所定の利用がない場合、所定の日に未利用口座管理手数料を引落しするものとします。
- （3）未利用口座管理手数料は、通帳、払戻請求書等の提出なしに、該当の未利用口座より引落しするものとします。
- （4）第2項にかかわらず、次の場合は未利用口座管理手数料の対象外とします。
 - ア 組合員（出資加入者）
 - イ 未利用口座の預金残高が1万円以上である場合
 - ウ 当組合において、他の金融資産（定期性預金、財産形成預金、国債）が1円以上ある場合
 - エ 当組合において、融資（カードローン契約を含む）の取引がある場合
 - オ 該当口座名義人が未成年者である場合
- （5）未利用口座管理手数料についての、その他の具体的な条件や金額については、当組合ホームページで公表します。

4（口座の自動解約）

- （1）未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合（残高が0円の口座を含む）は、残高全額を未利用口座管理手数料の一部とし、当組合所定の方法により、自動解約できるものとします。
この場合、預金者は未利用口座の口座残高以上の支払い義務は負わないものとします。
- （2）前項による解約対象口座が総合口座の場合、あわせて総合口座定期預金（担保明細すべて支払済）を口座閉鎖した上で自動解約します。
- （3）前2項目の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

5（未利用口座管理手数料の返却等）

- （1）引落とし済みの未利用口座管理手数料は返却致しません。
- （2）解約した口座の再利用の求めには応じません。

附 則

2026年10月31日以前に開設された普通預金口座にも適用するものとします。